

○はり・灸・マッサージ治療扶助事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 開始から既に36年が経過している事業である。開始当初にはそれなりの意義があったと思われるが、要介護度4又は5の高齢者を在宅介護している家族と75歳以上の高齢者に対し、健康維持及び増進を目的として、はり・灸・マッサージの3種のみを補助対象としている本制度は、現在の多様化した利用者のニーズに合致していないと思われる。 ◇ 利用対象者の最大母数3,995人に対し、利用者数は409人(うち、在宅介護している家族の利用は3人のみ)で全体の10.2%に留まっており、少数の利用者に補助を行っているという現状は、公平性の観点から問題がある。また、町民の健康維持及び増進という観点からすると、費用対効果が非常に低いと言える。 ◇ 神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金を得ているとはいえ、平成24年度の町負担は総事業費の5割を越え、約174万円を支出している。また、利用者に関し、所得制限などは設けていない。 ◇ 近隣自治体においても、近年、同事業を廃止しているところが多い。 	
評価結果	<p>事業の方向性</p>	<p>休止・廃止 (委員別内訳 休止・廃止:3、抜本的見直し:1、要改善:1)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ はり・灸・マッサージの3種のみを補助対象としていること、また、利用者数が対象者数のわずか10%であることから、即刻廃止とすべきである。 <p>《補助意見: 抜本的見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 一部高齢者の経済的負担軽減として利用されている本事業は、妥当性に欠けるため、抜本的に見直す必要がある。補助対象者を在宅介護している家族に限定するなどの制度改正を行い、制度周知に努力されたい。ただし、この制度改正により神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金が受けられなくなる場合、又は制度改正後に周知を徹底しても利用率が上がらない場合には、廃止が妥当である。 <p>《補助意見: 要改善》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業開始から36年経過していることを踏まえて、町民の要望に応える事業展開に関する検討が必要。また、利用率が低い在宅介護者への周知徹底を図られたい。 	
	<p>予算額</p>	<p>なし (委員別内訳 なし:3、減額:2)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業を廃止することによる「予算額 なし」が望ましいが、即時廃止が難しいようであれば、廃止に向けた段階的措置を検討し、減額とすべきである。 	

《はり・灸・マッサージ治療扶助事業に係るヒアリング・協議の内容》

- (委員) 対象が75歳以上であるなら私も貰えるのか。制度があるのを知らなかった。周知はどうしているのか。
- (主管課長) 広報に掲載している。
- (委員) 広報だけか。
- (主管課長) 個人個人に郵送等に行っていない。広報またはホームページで周知している。
- (委員長) この制度は、昭和52年度開始なので既得権化しているのではないか。最初は意味があったかもしれないが。例えばこれが構想日本の事業仕分けであれば、ほとんど廃止にされてしまう。何故なら配布対象が3,995人だが、申請がその内の10.2%なので、あまりにも不公平である。公平性の観点から適正といえない。また、昭和52年当時は、はり・灸・マッサージしかなかったかもしれないが、現在ならもっとメニューがあっただろう。はり・灸・マッサージ屋の産業支援のような形になってしまっている。リフレッシュしてもらうためや、元気になってもらうためなのであれば、現在では、はり・灸・マッサージ以外の他の選択肢がたくさんある。かなりの自治体が昭和52年頃にこの制度を始めた。しかし段々少なくなってきて、神奈川県内33市町村のうち実施していないのが14市町村、さらにここ数年で廃止したのが5市町ある。流れる的には廃止の方向に進んでいると思うが、主管課はどう考えているのか。個人的な考えでも構わないので教えてもらいたい。
- (主管課長) 難しいところですが、私も年寄りがいなければ止めても構わないと思うが、お袋や親父がいて、たまに行こうかいうときにこの券があると、もらってきなよって話になるので、それは難しいです。今まであったのに役場は辞めてしまったのかという話になる。中々難しいところだと思っている。ですから12枚出している自治体もあるし、3枚しか出していない自治体もあるが、前回2枚減らしたときにも色々なところから苦情が入り、今回制度を仰いで年齢を引き上げて4枚にしたという形になっている。
- (委員長) 対象が、はり・灸・マッサージというのはあまりにも限定されすぎだと思う。
- (副委員長) 平成24年度409人申請者がいましたが、券を発行した人数は何人ですか。
- (主管課長) 発行した人数も409人です。
- (副委員長) 申請すれば全員貰えるということか。
- (主管課長) 全員貰える。
- (副委員長) この制度に該当する人は3,995人いますが、その該当者が全員手を挙げてきたらどうするのか。ある程度予算の範囲内でやろうとすれば、当然振り落としをかけると思うが。
- (主管課長) 振り落としはしないで補正等で対応する。
- (委員長) はり・灸・マッサージを受ける場所は、登録すれば良いとのことだが、全国どこでもいいのか。
- (主管課長) 町内に限る。
- (委員長) だとすると、やはりニーズに合っていないと思う。例えば、はり・灸・マッサージで1万円出しても、効果があるところに行きたいという人であれば、川崎なり横浜なり遠方にも行くと思う。たとえ周知を徹底したとしても10%しか利用されないかもしれない。もし、国庫補助がないのであれば、もっとたくさんの市町村が止めていると思う。
- (主管課長) 単独で行っているところもありますし、この制度を利用してる所もある。
- (委員長) 国庫補助が46.2%入っているが、この制度を止めたら今入っている国庫補助は違う事業で使えるのか。
- (主管課長) 他のメニューに入ることは出来ますし、申請をしなければ他の団体にいつてしまう。
- (委員長) 国庫補助を要望出来るメニューの中で、他に該当するものはないのか。

(主幹) 高齢介護課で申請しているのは、敬老会事業となっている。敬老会事業については、後期高齢者分を、こちらの補助の申請をして補助をもらっている。

(委員長) はり・灸・マッサージの補助を止めたら、敬老会事業の方に補助はまわるのか。

(主管課長) 敬老会の予算が少ないので、その部分の所にしか入らない。

(委員長) 少しは上積みされるのか。

(主幹) 敬老会事業の補助は、ほとんど満額に近いのでそんなに変わらないと思う。

(委員) 寒川町の中で、このはり・灸・マッサージを受けられる場所は何カ所あるのか。

(主幹) 15カ所ある。

(委員長) 1回受けるのにいくらぐらいするのか。

(主幹) それは定めていない。前は3,000円としていたが、今3,000円だと項目が少なく、来た方がいろんな項目を複合してやることが出来ないで、そのメニューにしないでほしいという要望があった。

(委員長) もしかすると、4枚綴りで1万円で、1回で一気に使うことも可能なのか。

(主幹) それは出来ませんということ町からは言っている。ただ、実際どうかはわからない。

(委員長) ここ数年で廃止した市町を教えてください。

(主幹) 24年度で終了したのが平塚市、23年度で終了したのが綾瀬市、あと終了年度が分からないが二宮町・座間市・伊勢原市となっている。

概要説明書

事務事業・事務経費名	はり・灸・マッサージ治療扶助事業	体系コード	3224-06
主管課等名	高齢介護課 高齢福祉担当	事業開始年度	昭和52年度

○事務事業・事務経費の概要

目的	毎年4月1日現在町内に1年以上在住の75歳以上の方及び、要介護認定で要介護度4又は5と認定された方を在宅で看護している家族が、はり・灸・マッサージの施術を受けることにより、高齢者等の健康維持・増進を図る。		
概要	75歳以上の高齢者や要介護4又は5と認定された方を在宅で介護している家族に、健康維持・増進や介護予防等を図るため、はり・灸・マッサージ券を交付するとともに、制度周知についてのPRを行う。		
目標	制度周知方法数	平成24年度の指標	5
		平成24年度の実績	4
効果	マッサージ券申請者数(人)	平成24年度の指標	380
		平成24年度の実績	409

○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	(委託業務名と委託先)			
	○補助金の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	(補助金名と補助先)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	はり・灸・マッサージ等受療券交付事務	本町に1年以上居住している75歳以上の高齢者及び在宅で要介護4・5の高齢者を介護している家族に対し受療券を年間4枚支給する。町は、受療券1枚に対し2,500円負担する。 ・施術業者新規申請、継続確認申請受付 ・申請書の受付・審査・受療券交付事務 ・四半期ごとの町負担分支払い事務 ・補助金(後期高齢者医療制度補助金)の申請・実績報告書等の作成事務	3,233	3,840
	事業費・経費 計		(a) 3,233	3,840
	平成24年度人件費相当額		(b) 525	平均給与額 @6,566千円 × 0.08 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 3,758	/

概要説明書

○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 必要な事務事業か 事務事業のニーズは 事務事業の公共性は 社会環境変化 	<input type="checkbox"/> 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	医療機関を受診するまでに至らない軽度の症状で、施術を受けることにより、健康維持・増進、生活機能の低下予防や介護予防につなげるためには、有効な事業です。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 町が実施すべき事務事業か 町が実施しない場合の影響は 町民との協働は進めているのか 	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	高齢者の健康維持・増進、また、介護者の身体的労苦を軽減するための扶助事業として必要である。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の達成度 活動内容は適切か 	<input type="checkbox"/> 成果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	利用者からは好評を得ているが、医療費や介護度抑制の検証ができないため
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に行われているか コストの削減 実施手法 受益者負担 	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	1人あたりの配布枚数を2枚から4枚に増やしたが、対象者を神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金の活用が図れる後期高齢者とした。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		事業的には必要性の少ない事業と思われるが、高齢者の生活機能の低下予防や介護予防を図り、また、主に年金で生活している高齢者にとってマッサージ代の一部助成は経済的負担の軽減が図れる。		
平成25年度に向けた課題		神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金の活用が図れるうちは、この事業を継続していく。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金の活用が図れるうちは、この事業を継続していく。		

○その他

町における類似事業	無し
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	平成24年度 相模原市 70歳以上 1枚につき2,000円助成 年3枚 大和市 75歳以上 1枚につき1,500円助成 年6枚 海老名市 74歳以上 1枚につき2,000円助成 年6枚 厚木市 75歳以上 1枚につき1,800円助成 年7枚 小田原市 70歳以上 1回につき1,000円助成 年3回 箱根町 70歳以上 1枚につき2,000円助成 年3枚 湯河原町 65歳以上 1回につき1,500円助成 年4回
特記事項 (事業の沿革等)	事業の推移 ・昭和52年4月 助成事業開始。町内在住1年以上 70歳以上 年間3枚交付 1枚につき3,000円の施術を全額助成 ・平成12年4月 交付枚数年間4枚 1枚につき3,000円の施術中2,500円を助成 自己負担500円 ・平成13年4月 要介護4・5の高齢者を在宅で介護している世帯員に交付。 ・平成22年4月 交付枚数年間2枚 ・平成24年4月 対象年齢75歳以上 年間4枚交付 1枚につき施術費中2,500円を助成

はり・灸・マッサージ治療扶助事業 《高齢介護課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	神奈川県内で廃止した市町村の状況と実施していない市町村	ここ数年で廃止した市町 5市町 制度を変更した市 1市 実施していない市町 14市町
	神奈川県後期高齢医療制度事業補助金の補助率は？	補助率100%であるが、各市町村からの申請が神奈川県の限度額を超えてしまうと申請各市町村の後期高齢者人口で按分された額が補助金の額となります。
	寒川町の対象者全体の世帯数と実際利用世帯数	個人配布となるため、対象者数3,995人、申請者数409人、利用枚数1,293枚
	国・県から補助金を得ている場合は、その金額と補助率。	上記、神奈川県後期高齢医療制度事業補助金を受けている。 H24年度決算見込額3,233千円のうち、1,490千円の補助額。補助率については、上記の考え方とおり。
宮内 副委員長	75歳以上と在宅看護している家族の割合はどうなっているか。(数年の実績で)	平成24年度 75歳以上96.6% 在宅介護3.4% 平成23年度 70歳以上97.7% 在宅介護2.3% 平成22年度 70歳以上96.9% 在宅介護3.0% 平成24年度より対象年齢を70歳から75歳に変更しました。
	75歳以上の方が対象となっているが、所得制限を導入しているのか。又は市町村民税などで確認されているのか伺いたい。	所得制限は行っていません。
生田委員	75歳以上の老人が要介護認定4・5の家族を在宅介護をするのは厳しい。寒川町に対象者は何人おられますか。	家族介護の対象者は、年齢に関係なく要介護4・5の方を主に介護している同居の家族となっています。対象者は、平成24年度で135人となっています。
	周知徹底はケアマネですか。	周知は、町広報・町HP・高齢者ガイドブック・民生委員・ケアマネージャー・地域包括支援センター職員・かながわ介護情報サービスHPで行っています。
吉田委員	マッサージ券の利用期間はあるのか。	各年4月1日から翌年3月31日まで
	平成24年度の申請者数の実績は409名で、1人10,000円として4,090千円であるが、平成25年度は3,840千円では不足と思えるが。	平成24年度は、409人の申請で決算額が3,232,500円となっており、1人あたり3.16枚の利用となっているため、実績数値では対応できると予想していますが、不足が生じそうな場合は補正予算、予算の流用等で対応する予定です。